

《北緑丘1丁目地区地区計画》

※このパンフレットは「北緑丘1丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

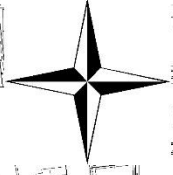
(地区については、計画図を参照)

地区	A地区	B地区
建築物等の用途の制限	—	次の建築物以外の建築物は建築してはならない。 ① 住宅(2戸までの長屋も可。ただし民泊を除く。以下同じ。) ② 兼用住宅 ^{※1} ③ 共同住宅、寄宿舍 ④ 老人ホーム、保育所、福祉ホームなど ⑤ 診療所 ⑥ 巡査派出所、郵便局 ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設(600㎡以下) ⑧ 前各号の建築物に附属するもの ※1 非住宅部分の制限有
建築物の敷地面積の最低限度	—	100㎡
壁面の位置の制限	壁面の位置の制限については、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 道路境界線から5m(●印) 隣地境界線から3m(☆印)	—
建築物等の高さの最高限度	37m ^{※2} ※2 計画図に示す最高高さ制限16mの区域においては16mとする。	10m
建築物の緑化率の最低限度	25%以上 (建築物の敷地面積が1000㎡以上のものに限る)	—
垣又はさくの構造の制限	垣又はさくは、生垣、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性のあるものとしなければならない。	

計画図

令和元年度
北部大阪都市計画地区計画の変更(豊中市決定)
(北緑丘1丁目地区)

N



北緑丘第1号線

B地区

25m

15m

A地区

凡例



地区計画区域



地区区域境界線



最高高さ制限
16mの区域

壁面の位置の制限



道路境界線から5m



隣地境界線から3m

※ ただし、北緑丘第1号線が開発等により拡幅された場合にあっては、拡幅後の道路境界線から5mとする。

0 25 50 100メートル

